

特許等の実施許諾の流れ

～お問い合わせから実施料の支払いまで～

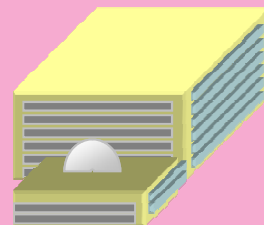
産業技術総合センターでは、保有する特許を積極的に民間企業に実施許諾し、地域社会や産業振興に活用することとしています。

お気軽に
御連絡ください

企業等
(実施許諾希望者)



産業技術総合
センター



①お問い合わせ

(日程等調整)

②実施許諾希望特許の説明

(内容、実施料等について打合せ)

③実施許諾の申請

④許諾の可否を決定・を通知

⑤実施許諾の契約締結



⑥ 実施

⑦実施状況の報告

(1年ごとに報告書の提出)

⑧納入通知書発行

⑨実施料納入